

中小企業、エネルギー・環境

財務省

2020年10月26日

1. 中小企業

- － 中小企業政策の目標・基本理念
- － 中小企業の概要
- － 中小企業の課題(新陳代謝の促進)
- － 中小企業の課題(生産性向上)
- － 新型コロナウイルス感染症対策

2. エネルギー・環境

中小企業政策の目標・基本理念

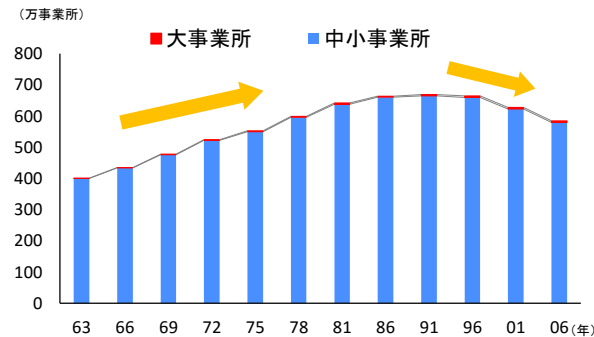
- **中小企業基本法制定当時（1963年）**は、中小企業と大企業との著しい格差の是正と自主的な努力の助長を政策理念としていた。**1999年改正で、自主的な努力の助長は維持しつつ、中小企業の多様で活力ある成長発展を目指す方向に変更。**
- **2013年改正**においては、小規模企業に焦点を当てて中小企業政策の再構築を図る観点から、**小規模企業の活性化**を施策の方針に明記。
- **中小事業所の数、従業者数は1990年代前半～中盤までは増加していたが、それ以降はどちらも減少に転じている。**

【図1-1】中小企業基本法の基本理念・基本方針

1963年	- 大企業と中小企業との二重構造の問題に対応 - 経済的・社会的制約による不利の是正 - 中小企業者の自主的な努力を助長（現存）
1973年	
1999年	（基本理念の改定） - 中小企業の多様で活力ある成長発展（現存） （基本方針の追加） - 中小企業者の経営の革新及び創業の促進（現存） - 中小企業の経営基盤の強化（現存） - 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化（現存）
2013年	（基本理念を追加） - 小規模企業の意義として、「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与」を規定 「施策の方針」に小規模企業の活性化を明記

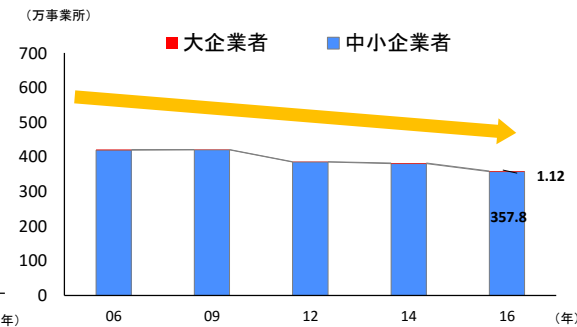
出典：中小企業庁資料

【図1-2】中小事業所数



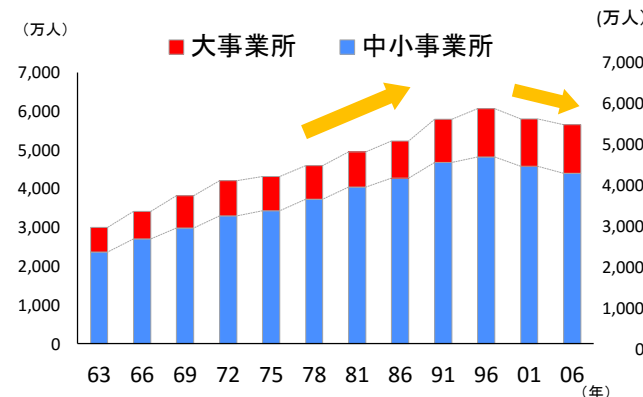
出典：総務省「日本統計年鑑」、「事業所・企業統計調査」
 (注)1.従業者数299人以下（卸売業、サービス業は99人以下、小売業、飲食店は49人以下）の事業所を中小事業所とした。2.非一次産業（「公務」は含まない）。

【図1-3】中小企業者数



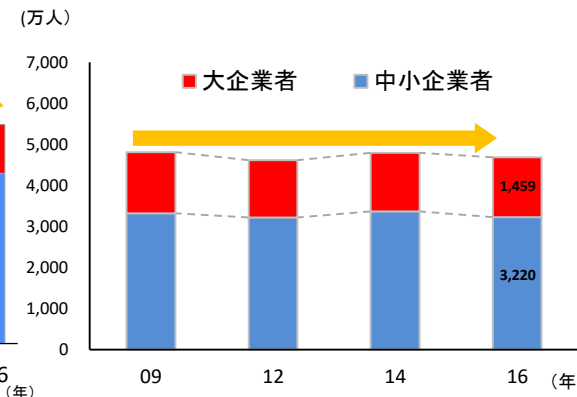
出典：総務省「経済センサス」再編加工
 (注) 非一次産業（「公務」は含まない）。

【図1-4】中小事業所の従業者数



出典：総務省「日本統計年鑑」、「事業所・企業統計調査」
 (注)1.従業者数299人以下（卸売業、サービス業は99人以下、小売業、飲食店は49人以下）の事業所を中小事業所とした。2.非一次産業（「公務」は含まない）。

【図1-5】中小企業の従業者数

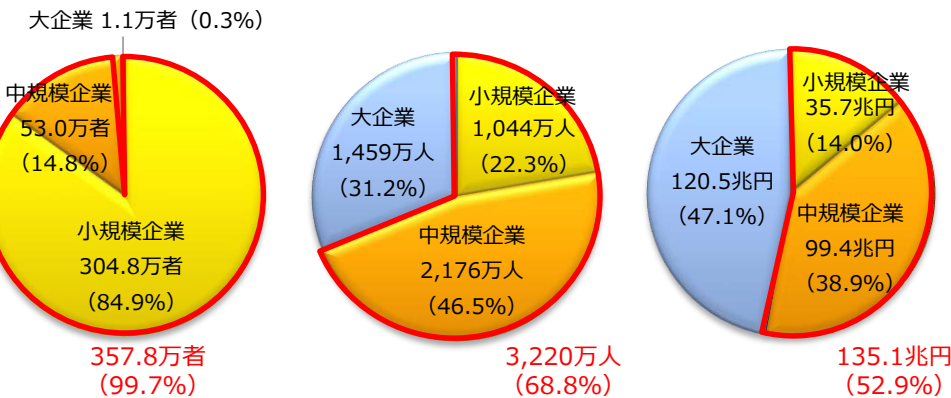


出典：総務省「経済センサス」再編加工
 (注) 非一次産業（「公務」は含まない）。

中小企業の概要

- 中小企業は、全事業者数の99.7%、全従業者数の68.8%、全付加価値額の52.9%を占める。
- 業種別では、事業者数・従業者数ともに、サービス業が最多。付加価値額は、製造業及びサービス業の占める割合が高い。

【図2-1】事業者数 (2016年) 【図2-2】従業者数 (2016年) 【図2-3】付加価値額 (2015年)



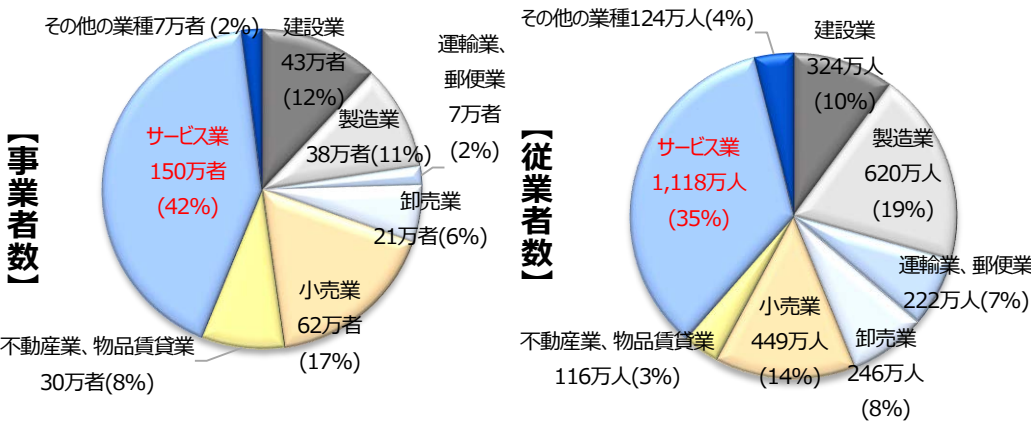
出典：総務省「平成28年経済センサス－活動調査」再編加工

【図2-4】中小企業基本法の定義

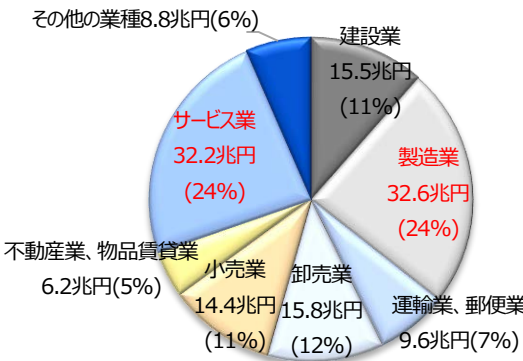
業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)			うち小規模企業者
	資本金	従業員		従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下		20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下		5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下		5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下		5人以下

(参考) 「中小企業者」・「小規模企業者」の定義
(「中小企業基本法」(昭和38年法律第154号) 第2条)

【図2-5】中小企業の業種別事業者数・従業者数 (2016年)



【図2-6】中小企業の業種別付加価値額 (2015年)



(注) 1.「サービス業」とは、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」の合計。

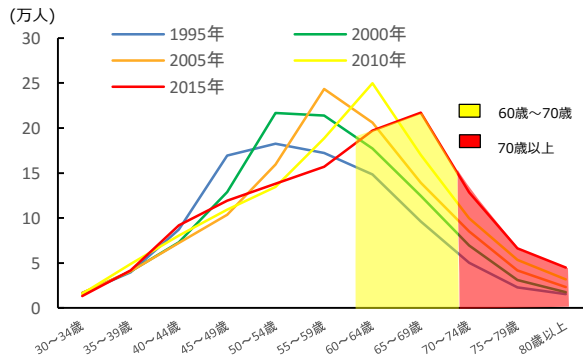
2.「その他の業種」とは、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」の合計。

出典：総務省「平成28年経済センサス－活動調査」再編加工

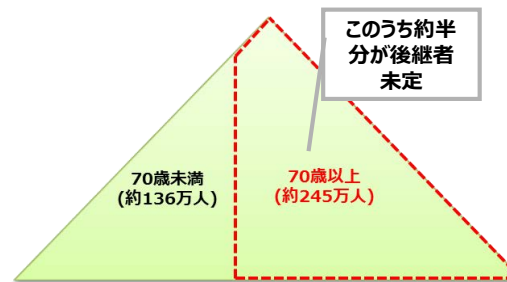
中小企業の課題①（新陳代謝の促進①）

- 人口減少や過疎化が進展する中、中小企業は、**経営者の高齢化等の大きな構造変化に直面**。
- 2025年には、70歳を超える中小企業の経営者は約245万人、うち**約半数の127万人(日本企業全体の1/3)**が**後継者未定**。
- **企業数は小規模事業者を中心に減少傾向を強めている**。倒産件数が減少傾向を続ける一方で、**経営者の高齢化や後継者不足**を背景に**休廃業・解散件数は年々増加傾向**にある（新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020年の休廃業・解散件数は過去最多を更新する勢いで増加）。また、休廃業している企業のうち**半数以上は黒字企業**。

【図3-1】中小企業の経営者年齢の分布（法人）

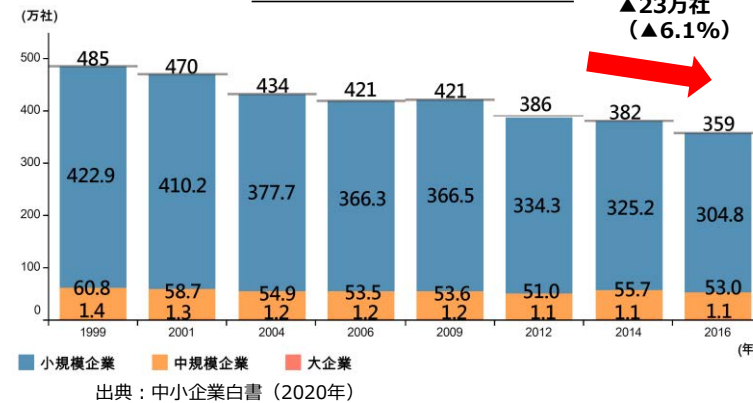


【図3-2】中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢

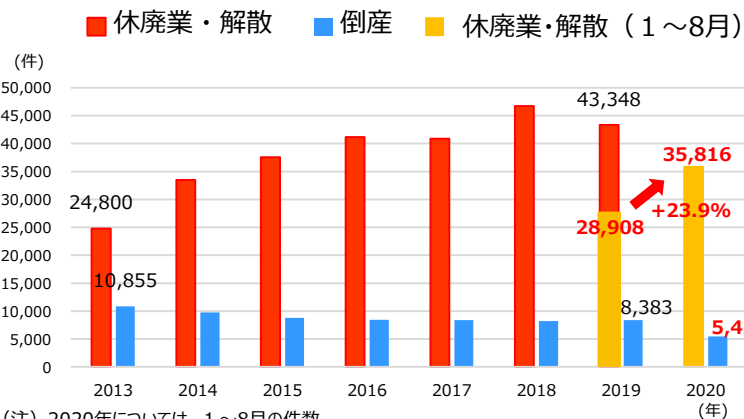


出典：平成28年度総務省「個人企業経済調査」、
平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

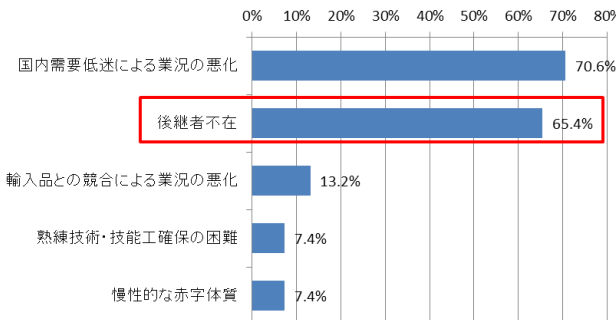
【図3-3】企業数の推移



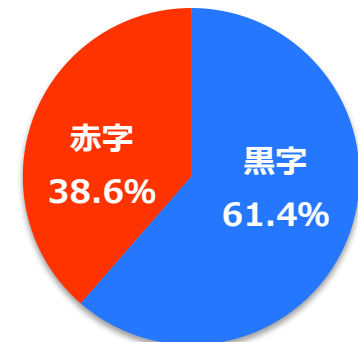
【図3-4】休廃業・解散件数、倒産件数の推移



【図3-5】倒産・廃業の理由（複数回答）



【図3-6】休廃業・解散企業における当期純利益比率（2019年）

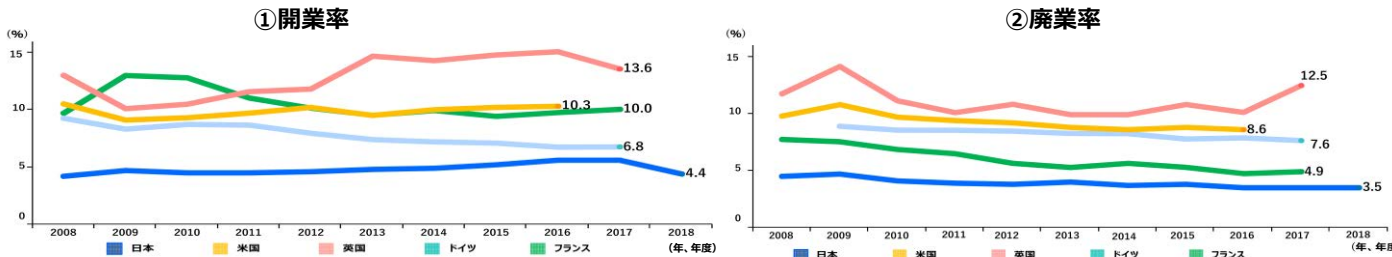


※全国578の産地を対象にし、263の産地(西陣織 益子焼、川口鍔物等)からの回答を元に調査。

中小企業の課題①（新陳代謝の促進②）

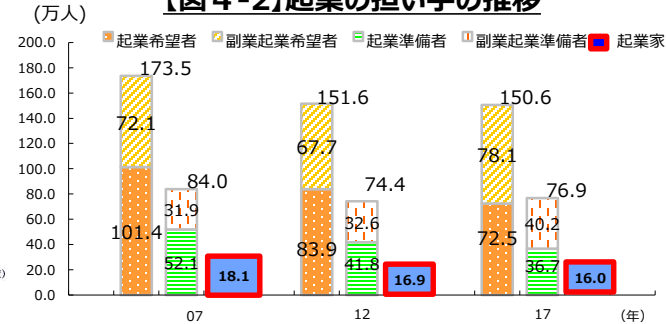
- 経営者の高齢化・後継者不足に対応するため、第三者承継や事業譲渡（M&A等）による**事業承継の円滑化**が喫緊の課題。
- 他方、我が国の開業率・廃業率は諸外国と比べて低い水準であり、**起業家の数も減少**している。中小企業の**新陳代謝を促進**するためには、**新規創業者支援の在り方が重要**。
- **事業承継や新規創業のしやすい環境整備に注力**するとともに、**予算面でも支援を重点化**していくべきではないか。

【図 4-1】開廃業率の国際比較



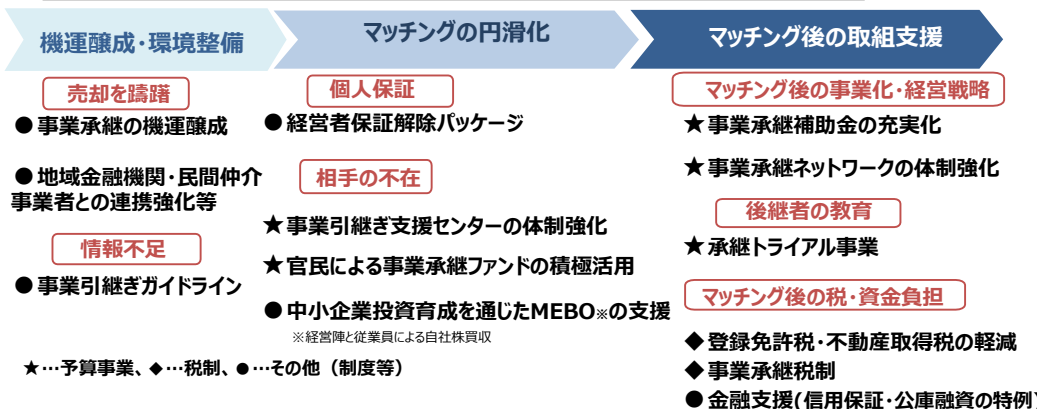
出典：日本：厚生労働省「雇用保険事業年報」、米国：United States Census Bureau「The Business Dynamics Statistics」、英国・ドイツ・フランス：eurostat
 (注)1.国によって統計の性質が異なるため、単純に比較することはできない。
 2.開業率（日本）＝当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数/前年度末の適用事業所数×100
 3.廃業率（日本）＝当該年度に雇用関係が消滅した事業所数/前年度末の適用事業所数×100

【図 4-2】起業の担い手の推移



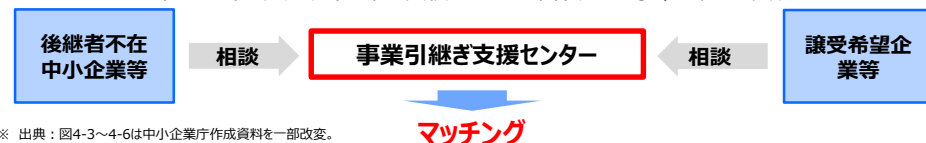
出典：総務省「就業構造基本調査」再編加工
 (注)ここでいう「起業家」とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職に就いた者のうち、現在は「会社等の役員」又は「自営業主」と回答し、かつ「自分で事業を起こした」と回答した者をいう。なお、副業としての起業家は含まれていない。

【図 4-3】事業承継（第三者承継）のフローと具体的な支援策の例



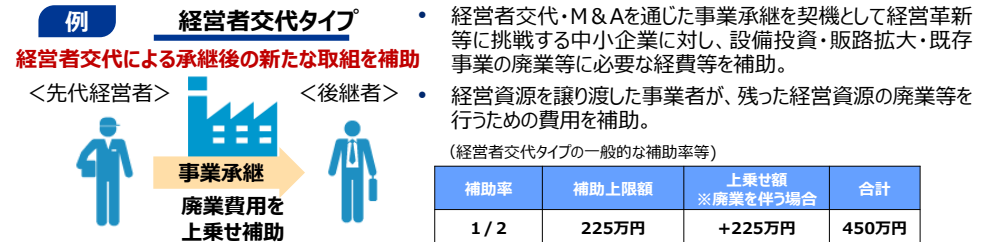
【図 4-5】事業引継ぎ支援センター

後継者不在の中小企業のマッチング支援を行う。全国47都道府県に設置。
 平成23年の発足以来、年々実績を上げ、3千件以上の事業引継ぎを実現。



※ 出典：図4-3～4-6は中小企業庁作成資料を一部改変。

【図 4-4】事業承継補助金



【図 4-6】新規創業者に対する支援の例

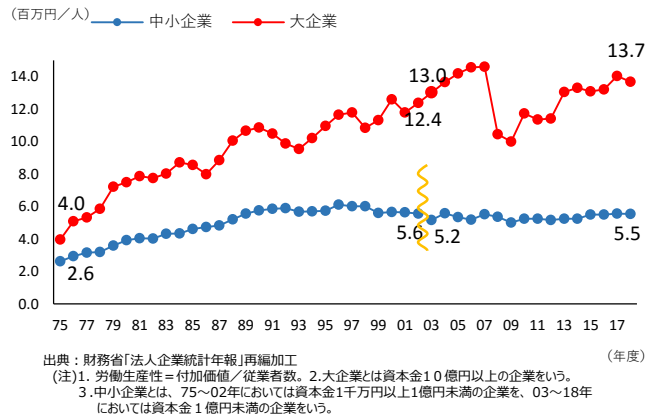
- 起業家教育など意識向上に向けた取組
 - ・ 起業家教育のモデル事業の実施、標準カリキュラムの作成、出前授業等に協力する起業家リストの公表。
 - ・ JVA(Japan Venture Awards)、JCG(Japan Challenge Gate)などの表彰・イベント。
- 日本政策金融公庫による創業者への融資制度
 - 創業者に対して3,000万円を限度として無担保・無保証での貸付を実施。
- 事業者向け補助金
 - 持続化補助金：小規模事業者が経営計画に沿って販路開拓等に取り組むための経費の一部を補助。(上限50万円・特定創業支援等事業を受けた**新創業者**については**上限100万円**)

(注)その他の支援の例は参考資料3を参照。

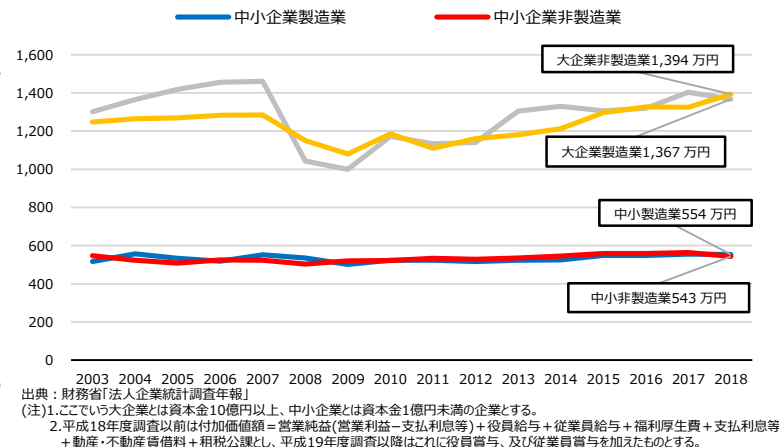
中小企業の課題②（生産性向上①）

- 中小企業の労働生産性は1990年代から横ばいで推移しており、大企業との差は拡大傾向。生産性の向上は引き続き課題。
- 生産性向上のための設備投資等への補助金を措置しているところ、ものづくり補助金等については、**昨年の建議を受け、KPIを生産性向上に資するように変更**するとともに、補助要件として**賃上げ要件を導入**する等の見直しを実施（参考資料4）。
- IT装備率と労働生産性には相関関係があるが、中小企業は大企業に比べて、**IT装備率及び労働生産性が低い**。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワークの導入など、中小企業の**デジタル化・DX（デジタル・トランスフォーメーション）の促進が喫緊の課題であることが再確認**。
- IT導入補助金等について、**真に中小企業のデジタル化・DXに資するメニュー等に重点化していくべきではないか**。

【図5-1】中小企業の労働生産性



【図5-2】労働生産性の推移（2003年度～2018年度）



【図5-3】中小企業生産性革命推進事業

複数年にわたって中小企業を生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」を創設し、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施。

① 補助事業の一体的かつ機動的な運用

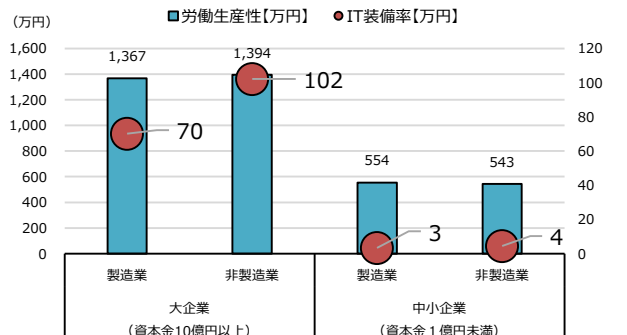
ものづくり補助金	持続化補助金	IT導入補助金
補助額 100万～1,000万円 補助率 中小 1/2 小規模 2/3 〈目標〉付加価値額 9%以上向上 ・給与支給総額 4.5%以上向上等	補助額 ～50万円 補助率 2/3 〈目標〉本事業により、販路開拓につなげた事業者の割合を80%	補助額 30万～450万円 補助率 1/2 〈目標〉労働生産性 9%以上向上

② 先進事例や支援策の周知・広報

③ 相談対応・ハンズオン支援

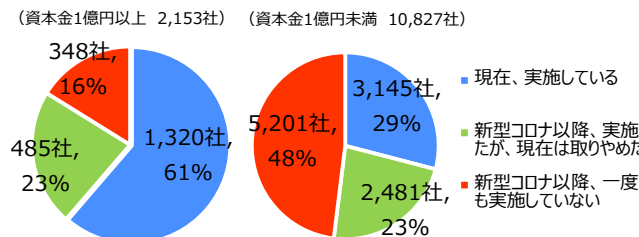
出典：中小企業庁資料を一部再編加工

【図5-4】IT装備率・労働生産性（2018年度）



※1 IT装備率＝IT資本ストック（無形固定資産ソフトウェア）÷従業員数
 ※2 大企業は資本金10億円以上の企業、中小企業は資本金1億円未満の企業としている。
 出典：財務省「法人企業統計」（金融保険業、農林水産業を除く全産業）を基に作成

【図5-5】在宅勤務・リモートワーク実施状況



※インターネットによるアンケート調査（2020年8月28日～9月8日）
 出典：東京商工リサーチ「第8回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」再編加工

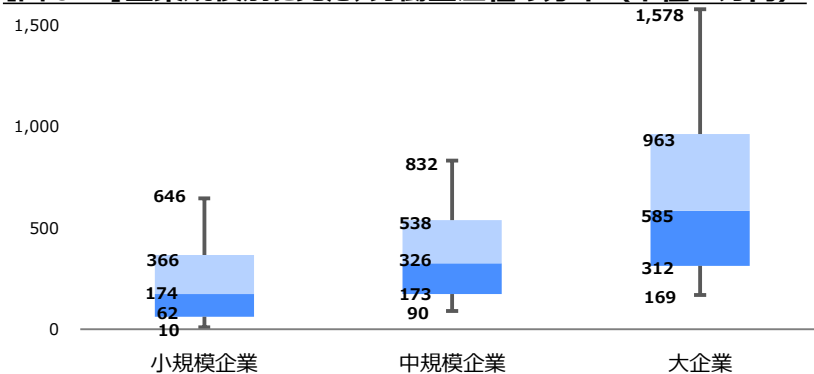
【図5-6】IT導入補助金のメニュー例

	導入したITツール	結果
卸売・小売業	ロボット型接客ツール	スタッフの代わりに接客を行うロボットを導入。観光客への商品の説明はロボットが担うことで、スタッフは商品作成に専念可能となり作業効率向上。
卸売・小売業	越境ECサイトツール	海外向けネット販売を開始。
建築	会計ソフト	会計ソフトの導入。税理士の訪問回数年間3～4回から2～3回へ短縮。
卸売・小売業	カラー図面作成ツール（新バージョンへの更新）	PCで受注生産品完成イメージ画像の作成。依頼から商談までリードタイム50%短縮。
宿泊	宿泊予約サイトへの一括登録システム	自旅館の予約サイトへの一括登録が可能。登録業務時間20時間/月から7時間/月に短縮。
卸売・小売業	HP作成ツール	自社のHPを改良しHPの機能を抜本的に改善。売上が前年比1.5倍に増加。

中小企業の課題②（生産性向上②）

- **企業規模が大きいほど労働生産性が高い傾向にあり、企業規模の拡大が生産性の向上に大きく寄与していると考えられる。**
- **しかし、中小企業から中堅企業へ成長した企業数は、例年300件程度と中小企業者数に比して低調。中小企業にとどまる方が政府の支援策のメリットが大きいなどの要因が中小企業の成長を阻害している可能性が指摘されている。**
- **中小企業基本法上、「資本金」又は「従業員」のいずれかの基準を満たしていれば中小企業と扱われるが、中には大企業並に多額の売上高がありながら、中小企業となっている企業も存在。**
- **中小企業向け補助金については、政策目的を踏まえて適切に対象の絞り込みを行い、真に支援が必要な者に支援を重点化していくべきではないか。（例：昨年10月から今年6月末まで実施されたキャッシュレス・ポイント還元事業では、中小企業者全てを対象とせず、大企業の子会社等や課税所得の平均額が一定以上の者については対象から除外。）**

【図 6-1】企業規模別に見た、労働生産性の分布（単位：万円）



出典：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工

（注）企業の規模区分は中小企業基本法による（中規模企業は中小企業から小規模企業を除いたもの）。また、数値は上から90パーセンタイル、75パーセンタイル、中央値、25パーセンタイル、10パーセンタイルの値となっている。

【図 6-4】資本金・従業員数別の企業者数（製造業）

資本金	従業員数	企業数
3億円以上	300人以上	2,048
	300人未満	2,041
3億円未満	300人以上	1,500
	300人未満	240,764
合計		246,353

【図 6-5】中小企業として扱われるケース

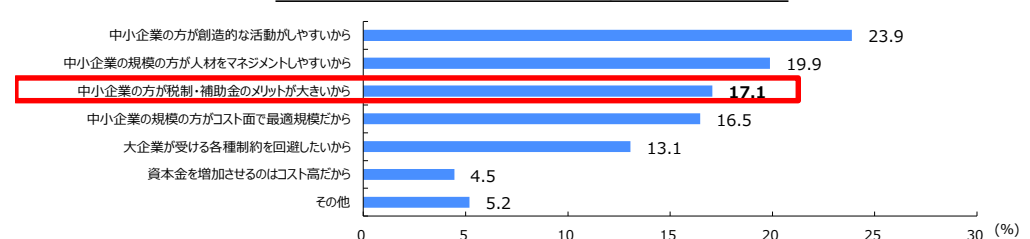
	A社	B社	C社
資本金	3,000万円程度	1億円程度	90億円以上
従業員数	5,000名程度	4,000名以上	40名程度
売上高	7,000億円以上	1,500億円以上	150億円以上

【図 6-2】中小企業から中堅企業に成長する企業数の推移

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
企業数	300	299	279	293	301	303	344	320

出典：(株)東京商工リサーチデータベースより作成

【図 6-3】中小企業へとどまりたい主な理由



出典：2018年版 中小企業白書の一部改変（注）ここでの大企業とは非中小企業を指す（中堅企業は大企業に含まれる）。

【図 6-6】政策目的を踏まえ補助対象者要件を絞り込んだ例

キャッシュレス・ポイント還元事業（注1）

中小・小規模事業者のうち、下記の事業者は対象外。

① **資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。**

② 登録申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が**15億円を超える中小・小規模事業者（注2）**。

注1: キャッシュレス決済推進を目的とした事業。中小企業者は5%ポイント還元、端末費用2/3補助。

注2: 租税特別措置法における中小企業向け特例措置については、課税所得が過去3年平均で15億円を超える企業には適用されない。

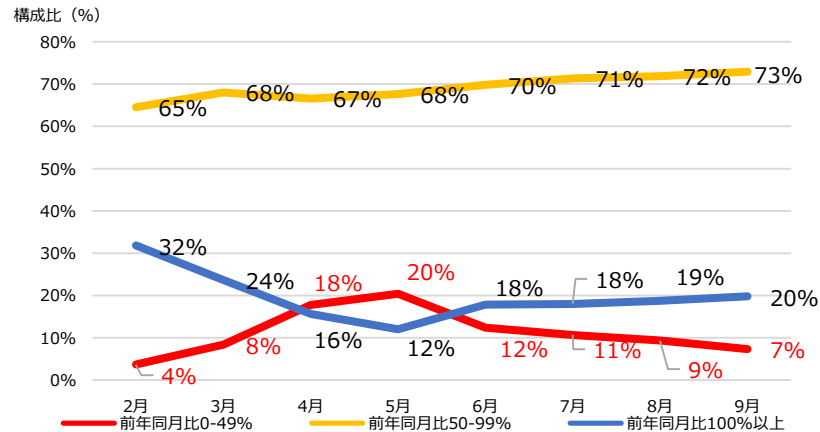
※ 赤枠中の事業者は、資本金又は従業員数が基準以上であるが、中小企業者と分類される。

出典：平成28年経済センサス活動調査（注）会社についての集計。会社以外の法人及び個人事業者の分は含んでいない。

新型コロナウイルス感染症対策①

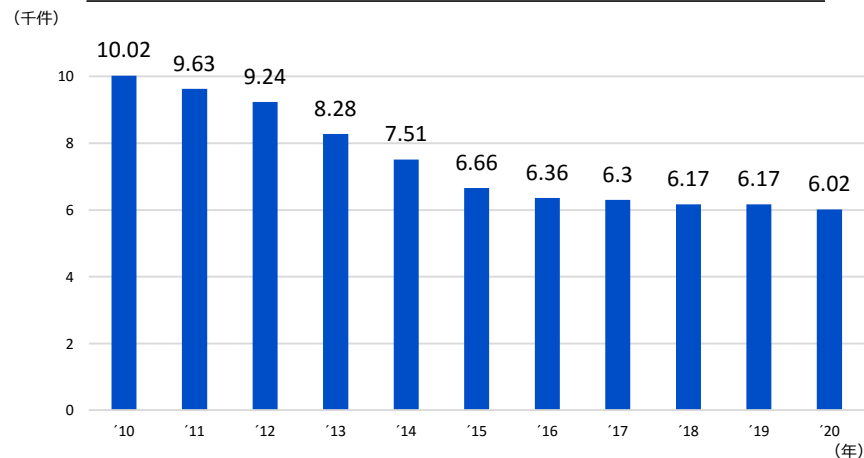
- 新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた中小事業者等への支援策として、①持続化給付金の創設、②家賃支援給付金の創設、及び③資金繰り支援の拡充、等の危機対応を実施。
- 中小企業の売上が大幅に減少する中、コロナ関連倒産が一定程度発生しているものの、一連の対策等が抑制要因として働き、倒産件数は、低い水準にとどまっている。

【図7-1】中小企業 売上実績（前年同月比区分別構成比の推移）



出典：東京商工リサーチ「新型コロナウイルスに関するアンケート調査（2020年3/12公表、4/10公表、5/15公表、6/16公表、7/14公表、8/18公表、9/15公表、10/20公表）」を基に作成

【図7-2】全国企業倒産件数（毎年1～9月の合計）



出典：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」を基に作成。

【図7-3】主な支援策の概要

施策	事業規模	施策概要	進捗状況
持続化給付金	R2 1次補正 約2.3兆円 R2 2次補正 約1.9兆円 R2 予備費 約0.9兆円	売上が大きく減少した事業者、中小法人200万円、個人事業者等100万円を上限に給付。 申請期限：令和3年1月15日（金）	・給付件数：約 362 万件 ・給付金額：約 4.7 兆円 （10/21時点）
家賃支援給付金	R2 2次補正 約2兆円	売上が大きく減少したテナント事業者、地代・家賃の負担を軽減する給付金を支給。法人は最大100万/月×6ヵ月分、個人事業者は最大50万/月×6ヵ月分を給付。 申請期限：令和3年1月15日（金）	・給付件数：約 37 万件 ・給付金額：約 3,200 億円 （10/21時点）
資金繰り支援	R2 1次補正等 約46兆円 R2 2次補正 約94兆円 国費 約15兆円 うち出資金 約11.8兆円 うち利子補給等 約3.7兆円 財投 約47.7兆円	日本政策金融公庫等や民間金融機関を活用した資金繰り支援。 （主なメニュー） ・新型コロナウイルス感染症特別貸付（令和3年3月31日まで） ・危機対応融資（令和3年3月31日まで） ・特別利子補給制度（新型コロナウイルス感染症特別貸付などによる貸付を受けた事業者の申請期限は令和3年12月31日まで） ・セーフティネット保証4号（令和2年12月1日まで延長） ・セーフティネット保証5号（令和3年1月31日まで） ・危機関連保証（令和3年1月31日まで） ・信用保証付き融資の保証料・利子減免（信用保証協会への申し込みは令和2年12月31日まで、民間金融機関からの貸付の実行は令和3年1月31日まで） 等	（日本政策金融公庫等） ・承諾件数：約 70.3 万件 ・金額：約 13.6 兆円 （10/21時点） （民間金融機関） ・承諾件数：約 127.6 万件 ・金額：約 24.8 兆円 （10/21時点） （うち、実質無利子・無担保融資） ・承諾件数：約 86.6 万件 ・金額：約 14.6 兆円 （10/21時点）

新型コロナウイルス感染症対策②

- 新型コロナウイルス感染症対応のための支援策は、緊急時の対応。
- 持続化給付金及び家賃支援給付金については、予定どおりに終了すべき。
- 資金繰り支援については、緊急事態における中小企業の事業の継続を支援する点で意義が認められる。他方、支援の長期化は中小企業の新陳代謝を著しく阻害するおそれがあるところ、緊急時の対応から、ウィズコロナ/ポストコロナ社会の「新たな日常」に対応するための前向きな取組に対する支援への移行を検討すべき。

【図8-1】中小企業向け資金繰り支援（コロナ対応）

政府系金融機関による融資		
平時	コロナ対応	
金利引き下げなし	金利▲0.9引下げ	実質無利子融資
セーフティネット貸付 基準金利	新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策マル経融資 危機対応融資 金利当初3年▲0.9%引下げ	
【対象要件】 売上高等の要件はなし	【対象要件】 売上高▲5%以上減少	
	+ 特別利子補給制度 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給	
	【対象要件】 個人事業主（小規模）：要件なし 小規模（法人）：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減	

【図8-2】中小企業向け資金繰り支援（リーマンショック対応）

リーマンショック時の施策	主な支援内容	実施期間
政府系金融機関による融資		
セーフティネット貸付	金利引下げ（リーマン時最大▲0.5%）。 ※状況を見ながら利下げ幅を調整。 貸付限度額（4.8→7.2億円）。	2008年10月～2018年4月 ※東日本大震災、円高・デフレ対策等、その時々状況も勘案。
危機対応融資	原則、セーフティネット貸付と同様のスキーム。	2008年12月～2011年3月
民間金融機関による信用保証付融資		
セーフティネット保証5号の拡充	指定業種を段階的に拡大、2010年2月に全業種を指定。 ※全業種指定は2012年11月に解除	2008年10月～2014年3月

民間金融機関による信用保証付融資		
※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。		
平時	コロナ対応	
一般保証枠(2.8億円)	SN保証枠(2.8億円)	危機関連保証枠(2.8億円)
	SN保証4号・5号 4号は全国47都道府県を対象地域として指定。5号は影響を受けている業種を指定（5月1日より全業種を指定）。	危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種を対象。
	信用保証付融資における保証料・利子減免 SN保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。	

※ 平成30年4月より、危機関連保証の創設や、不況業種に対するSN保証5号の保証割合の引下げ（100%→80%）など信用補完制度を見直し。

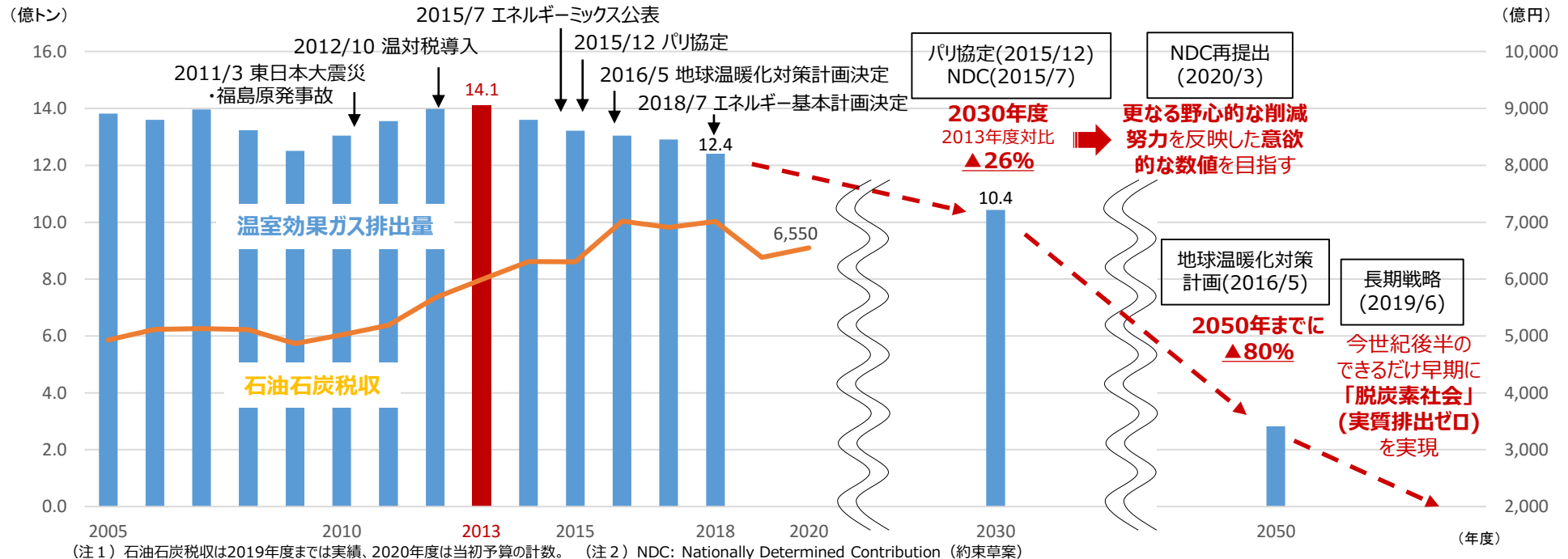
1. 中小企業

2. エネルギー・環境

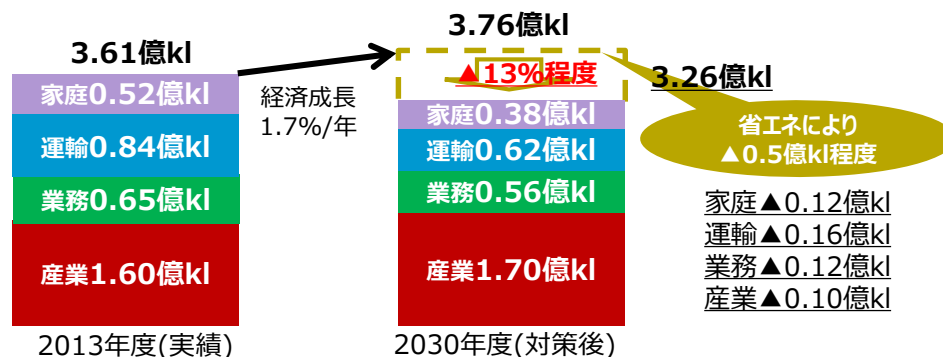
エネルギー・環境をめぐる現状

- 我が国の温室効果ガス排出量は2014年度以降5年連続で低下。パリ協定における削減目標（2030年度には▲26%減（2013年度比））と統合的なエネルギーミックスの達成のためには、2030年度に最終エネルギー需要を対策前比で原油換算▲5,030万kl程度の削減（▲13%）が必要（オイルショック後に実現されたエネルギー消費効率の改善と同程度の改善が必要。）。

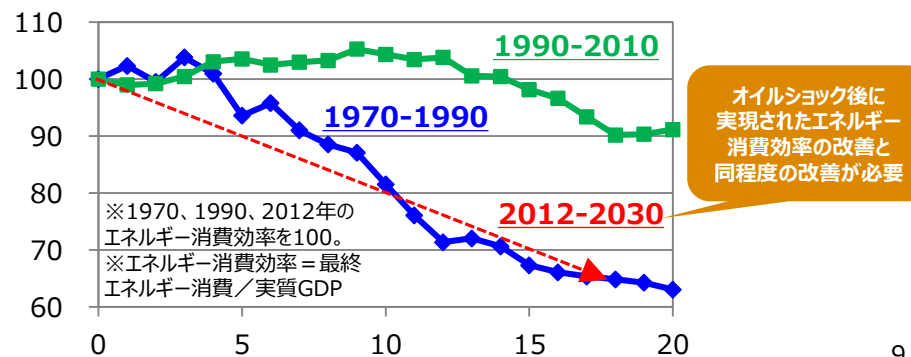
【図9-1】温室効果ガス排出量の推移と削減目標



【図9-2】エネルギーミックスにおける最終エネルギー需要



【図9-3】エネルギー消費効率の改善



省エネ法の規制と予算・税制措置

- 近年では産業・業務部門のエネルギー消費の効率化は足踏みが続いているが、過去、**省エネ法制定後に製造部門のエネルギー消費効率が大きく改善**しており、省エネ政策の推進にあたっては**規制的手法が重要**。
- **予算面においては、2012年に石油石炭税における地球温暖化対策のための課税特例（いわゆる「温対税」）も導入し、省エネ・再エネ設備等の導入支援、省エネ等技術の研究開発・実証事業への補助を大幅に拡充**。

主な省エネ法による規制

- ・ 事業者に対して**エネルギー消費効率改善目標（年平均1%）**等の努力義務
- ・ **ベンチマーク制度**：各業種で上位1～2割が満たす水準（1%目標を達成しなくても評価）
- ＜エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者＞（産業・業務）
 - ・ 中長期計画提出義務
 - ・ エネルギー使用状況等の定期報告義務 など
- ＜トップランナー制度＞（産業・業務・運輸・家庭）
 - ・ 自動車や家電製品等32品目のエネルギー消費効率目標設定（家庭エネルギー消費の7割）

主な予算・税制措置

産業・業務

- ・ 省エネ補助金（経産省396億円、環境省212億円）
- ・ 省エネ設備投資利子補給補助金（経産省13億円、環境省11億円）
- ・ 中小企業等の省エネ診断事業費（経産省10億円、環境省5億円）

運輸

- ・ CEV補助金（注1）（経産省 130億円）
- ・ トラック・船舶等への省エネ補助金（経産省 62億円、環境省 40億円）
- ・ エコカー減税

家庭

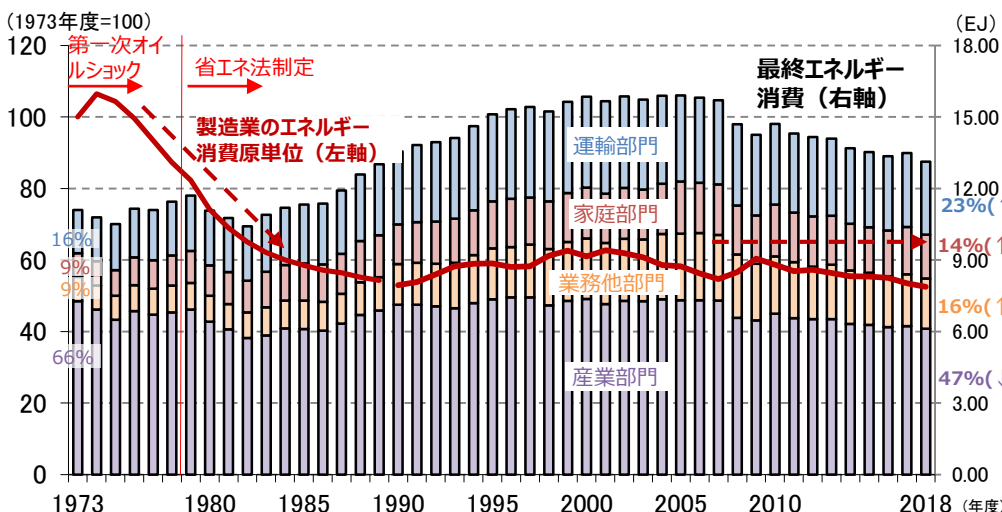
- ・ ZEH補助金等（注2）（経産省 38億円、環境省 108億円）
- ・ 住宅の省エネ改修減税

・ 省エネ等技術の実証事業への研究開発措置

（経産省1,642億円
環境省 289億円）

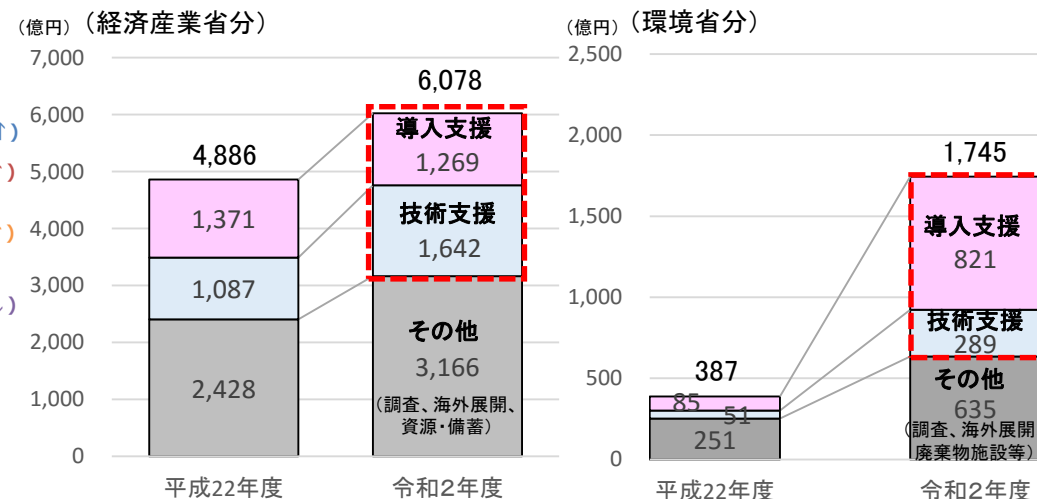
（注1）燃料電池自動車や電気自動車など、クリーンエネルギー自動車（CEV：Clean Energy Vehicle）の導入に対する補助金。
（注2）高断熱化等の省エネや太陽光発電等の再エネにより、年間のネットエネルギー消費が概ねゼロになる住宅（ZEH：Zero Energy House、ZEH-M:Zero Energy House-Mansion）の導入に対する補助金。
（注3）各措置の金額は令和2年度当初予算の計数。

【図10-1】最終エネルギー消費及び製造業のエネルギー消費原単位の推移



（注1）J（ジュール）＝エネルギーの大きさを示す指標の1つで、1MJ=0.0258×10³原油換算kl。1EJ=10¹⁸J。
（注2）原単位は製造業IIP（付加価値ウェイト）1単位当たりの最終エネルギー消費量で、1973年度を100とした場合。
（注3）本資料の基となる「総合エネルギー統計」において、1990年度以降、数値の算出方法が変更されている。
（出典）エネルギー白書2020より作成。

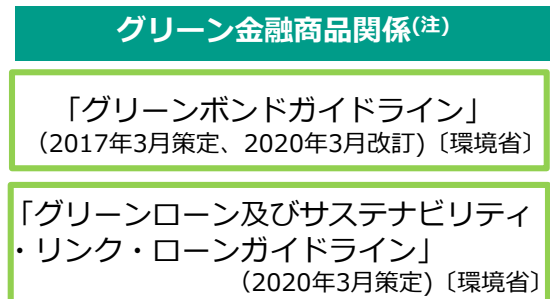
【図10-2】エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定の歳出



省エネ・再エネ関連予算を考える視点

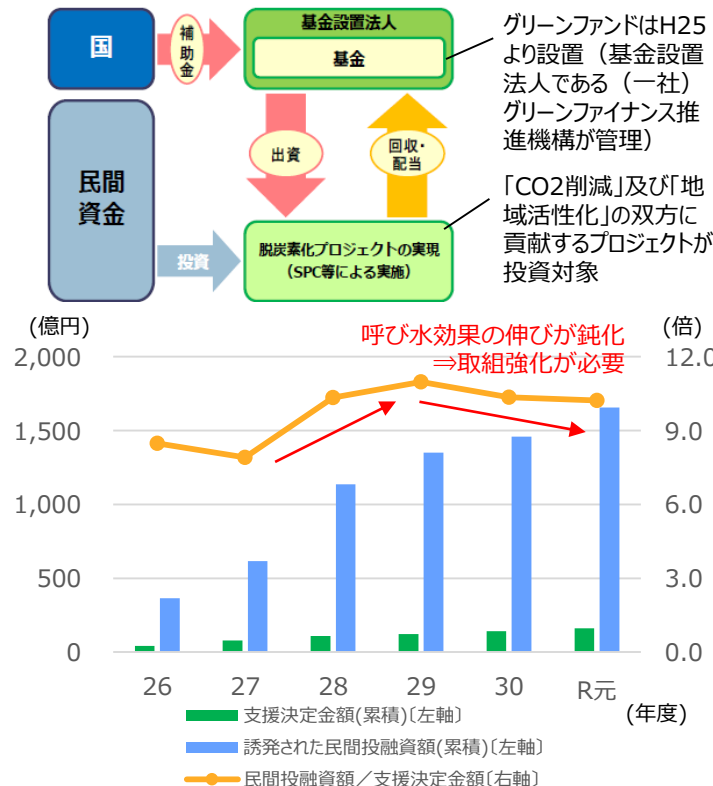
- **省エネ・再エネは、本来、民間の自律的かつ持続的な活動として根付いていくべきもの。**このため、省エネ・再エネ等の重要性について**国民への説明強化が必要**。
- **予算措置**については、「環境と成長の好循環」の実現に向けて、温暖化対策税の導入以後、**省エネ・再エネに係る研究開発や導入支援等の予算を大幅に増額してきたものの、民間の自主的な取組を促すものとなっているか不断の見直しが必要**。
 ・**研究開発**については、**予算配分のメリハリづけの徹底や事業化の可能性を高めるための取組の強化等を推進すべき**。
 ・**導入支援**については、将来的な省エネ・再エネ設備の価格低下を通じた自立的な普及を促すため、**規制的手法との連携、費用対効果の高いものへの重点化、横展開の強化、価格動向を踏まえた適切な出口戦略の設定等**を行っていくべき。
- また、補助金以外の手段として、**地球温暖化やESG投資を巡るグローバルな潮流を踏まえ、事業者が持続可能な社会の形成に適応できるかどうかを投資家が適切に判断できるよう情報開示の整備を進めるなど、民間の投資資金の活性化及び活用等を強化していくべき**。

【図11-1】ガイドラインの策定事例



(注)グリーン金融商品の普及や健全な市場発展の観点から、資金調達・供給主体が留意すべき事項を整理するもの。

【図11-2】地域脱炭素投資促進ファンド(グリーンファンド)



【図11-3】ESG市場の動向

